



リース品の下取り回収業務と産廃処理業の許可について

質 問

- ①相談者：物流業界（運送業、倉庫業）
- ②相談案件：リース品の下取り回収業務と産廃処理業の許可について
- ③内容：警備会社の機械警備機器を下取り回収している。回収物は物流センターにてデータ消去と再生目的の選別分解作業を行っている。
- ④質問：
 - 不要な機器を下取り回収して、物流センターに集荷する行為は産業廃棄物の収集運搬に該当するか？
 - 物流センターでの再生目的の分解選別は中間処理の許可が必要か

回 答

- ① 新製品の販売時に不用となった同種の使用済みの物を、無償で引き取る行為は業許可不要との通知がある。（旧厚生省、平 12.9.29 衛産第 79 号）
- ② リース品の下取り回収では、販売者の所有権は残存しており、自社物の自社運搬となる。この点でも収集運搬許可は不要と考えられている。
- ③ 物流センターでの自社製品のデータ消去と分解・選別行為は廃棄物の処理行為とは認定されていない。
- ④ 理由は「物理的、化学的、生物的などの変化を伴わない処理であるため」。なお、運搬、消去、分解・選別に伴い新たに発生する廃棄物は当該リース会社の廃棄物として適正に処理する義務あり。
- ⑤ 物流会社はリース会社と運送、分解、選別の一連の作業を請負っても、廃棄物の処理責任は全てリース会社にある。
- ⑥ 内閣府の規制改革推進重点計画（平 21.3.31）では「下取り回収」を促進する計画があり、重点計画事項 11 項目の一つとして方針が閣議決定されている。すなわち、内閣府は、「電子機器等、同種の商品であれば、他社製品の下取りも可能である事及びそのタイミングは必ずしも新製品の購入と同時である必要は無いこと」としている。

